

県産加工用米価格高騰対策事業補助金交付要綱

制定 令和 7 年 12 月 22 日付け 7 産技第 351 号

改正 令和 8 年 7 月 17 日付け 8 産技第 160 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、県産加工用米の高騰に直面する中小企業者の負担を軽減するため、県産加工用米を購入する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、補助金の交付対象となる事業者（以下、「補助事業者」という。）は、県内に本社を置き、県産加工用米により味噌等の製造を行う中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める中小企業者をいう。）とする。

(交付要件)

第 3 条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件を満たすこととする。なお、各要件の取組期間等は別表 1 に掲げるとおりとする。

(1) 必須要件

県産加工用米価格高騰対策事業に係る経営改善計画書の策定と実行

(2) 選択要件

補助事業者は、次のいずれか 1 項目以上に取り組むものとする。

ア 作業工程等の見直しに向けた、県工業技術総合センター等による技術指導の受講

イ 販路拡大に向けた、展示商談会への出展

ウ 価格転嫁や経営改善に向けた、コーディネーターによるサポートの利用やセミナーの受講

(補助対象期間)

第 4 条 補助対象期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までとする。

(補助対象品目)

第 5 条

県産加工用米

農林水産省「需用に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」（令和 8 年 3 月 31 日一部改正）に基づき生産・販売された、令和 7 年産の県産加工用米（うるち米、もち米）

(補助率、補助対象経費及び補助単価上限額)

第 6 条 この補助金の補助率は、2 分の 1 以内とする。

2 この補助金の対象経費及び補助単価上限額は、別表 2 に掲げるとおりとする。

(事業の実施及び内示)

第 7 条 補助事業者は、事業の実施にあたり、次に掲げる書類を知事に提出すること。

(1) 県産加工用米価格高騰対策事業実施計画書（様式第 1 号）

(2) 前号の実施計画書には、次に掲げる書類を添付すること。

ア 県産加工用米価格高騰対策事業に係る加工用米購入計画兼実績（様式第 2 号）

イ 誓約書（様式第 3 号）

- ウ 県産加工用米価格高騰対策事業に係る経営改善計画書（様式第 4 号）
- エ 県産加工用米価格高騰対策事業に係る研修受講計画兼実績（様式第 5 号）
- オ 前号に掲げるもののほか、知事が必要であると認めるもの

- 2 前項に規定する書類の提出期限は、令和 8 年 9 月 11 日までとする。
- 3 知事は、県産加工用米価格高騰対策事業実施計画書の提出を受けたときには、内容が適切であるかを審査し、適当と認められるときは、県産加工用米価格高騰対策事業実施計画の承認と補助金の内示について（様式第 6 号）により補助事業者に通知する。

（補助金の交付申請及び実績報告書）

第 8 条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第 3 条の規定により、次の各号の関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

- （1）県産加工用米価格高騰対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 7 号）
- （2）県産加工用米価格高騰対策事業に係る加工用米等購入計画兼実績（様式第 2 号）

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。

ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。この場合において、補助事業者は、第 10 条第 1 項又は第 2 項の規定による報告をするものとする。

- 3 規則第 12 条第 1 項に規定する関係書類は、次のとおりとする。
 - （1）県産加工用米の購入実績が分かるもの
支払日、産年（令和 7 年産であること）、産地（長野県産であること）、米の種類（加工用米であること）、数量が記載されているもの
 - （2）前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 4 前項に規定する書類の提出期限は、令和 8 年 10 月 15 日までとする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第 9 条 知事は、前条に基づき、県産加工用米価格高騰対策事業交付申請書兼実績報告書（様式第 7 号）の提出があったときには、これを審査し、適当と認めたときは、速やかに交付決定を行うものとする。

- 2 前項は、額の確定を兼ねるものとし、補助事業者に県産加工用米価格高騰対策事業補助金交付決定兼額の確定について（様式第 8 号）により通知するものとする。
- 3 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、県産加工用米価格高騰対策事業補助金交付請求書（様式第 9 号）を知事に提出するものとする。

（消費税仕入控除税額の報告）

第 10 条 第 8 条第 2 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

- 2 第 8 条第 2 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を県産加工用米価格高騰

対策事業補助金仕入控除税額等報告書(様式第 10 号)により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還するものとする。

また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、規則第 13 条第 1 項の補助事業の額の確定のあった日の翌年 6 月 15 日までに、同様式により知事に報告するものとする。

3 前 2 項の規定は、規則第 14 条第 2 項の規定により是正措置がなされて報告する場合に準用する。

(補助の条件)

第 11 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ知事に申請し、その承認を受けること。また、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業遂行が困難となったときは、速やかに知事に届出を行い、その指示を受けること。
- (2) 補助金を交付の目的に反して使用してはならないこと。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、暴力団排除条例(平成 23 年長野県条例第 21 号)に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(申請の取下げ)

第 12 条 補助事業者は、規則第 7 条第 1 項の規定による申請の取下げを行う場合は、その旨を記載した書面(任意様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第 13 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反する行為があったとき
 - (2) 不正の手段、事務手続きの遅延、その他不適当な行為により補助金の交付を受けたとき又は受けようとするとき
 - (3) その他この要綱の規定及び補助金交付の条件に違反する行為があったとき
- 2 知事は、第 8 条に定める実績報告書の提出期限までに、第 3 条において定めた要件を実施していない場合、又は、実施する意欲がないと判断した時は交付の決定を取り消すものとする。
 - 3 知事は、補助金の交付の決定が取り消された場合において、既に補助金が支払われているときは、補助事業者に対して期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 4 知事は、第 1 項又は第 2 項の規定による取消しを行った場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命じるものとする。
 - 5 補助事業者は、知事から補助金の返還を求められ、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(報告等)

第 14 条 知事は、この要綱の実施において必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告又は書類の提出を求め、若しくは調査することができる。

(関係書類の保管)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る資料及び収支等を記載した帳簿を設け、その証拠となる書類を整備しておかなければならない。

2 補助事業者は、補助金の額の確定の日に属する年度の終了後 5 年間、前項の資料及び収支等を記載した帳簿をすべて保管しておかなければならない。

(立入検査)

第 16 条 補助事業者は、県が必要に応じて行う立入検査に協力すること。また、この検査により、返還命令等の指示が出された場合においては、これに従うこと。

(情報管理及び秘密保持)

第 17 条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報について、情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がない場合は情報の性質に応じ、法令を遵守して適正に管理し、利用目的以外に使用してはならない。

(事業成果の公表)

第 18 条 知事が必要と認めるときは、補助事業により行った事業の成果を公表しなければならない。

(書類の提出部数)

第 19 条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類の提出部数は、正本 1 部とする。

(その他)

第 20 条 この要綱の規定にない書類等の様式、その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 12 月 22 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 7 月 17 日から施行する。

(別表 1) (第 4 条関係)

	取組状況と要件	取組期間
必須要件	経営改善計画書の策定と実行	令和 8 年 4 月 1 日から 令和11年 3 月31日まで
選択要件	(ア) 作業工程等の見直しに向けた、県工業技術総合センター等による技術指導の受講	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月31日まで
	(イ) 販路拡大に向けた、展示商談会への出展	
	(ウ) 価格転嫁や経営改善に向けた、コーディネーターによるサポートの利用やセミナーの受講	

(別表 2) (第 6 条関係)

区分	対象経費及び補助単価上限額
加工用米 (清酒用を除く)	1 対象経費 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月30日までに支払いを完了した、 令和 7 年産県産加工用米 (清酒用を除く) の購入費 2 補助単価上限額 104円/kg以内 (うるち米) 150円/kg以内 (もち米)